

第53号議案

文京区教育委員会服務監察基本方針

上記の議案を提出する。

令和5年11月7日

提出者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会服務監察基本方針

令和5年11月 日教育委員会決定

1 目的

この基本方針は、文京区教育委員会服務監察規程（令和5年10月文教委訓令第3号。以下「規程」という。）第7条第1項の規定により監察員等が行う服務監察の実施に関し必要な事項を定める。

2 基本方針

文京区教育委員会職員にとって、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないことが服務の根本基準である。

服務の具体的内容としては、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務専念義務、守秘義務等の遵守が求められており、さらに、勤務時間外や職務外の行為であっても文京区教育委員会の信用を傷つけるような行為や職員の職全体の不名誉となるような行為は、信用失墜行為として禁止されている。

そこで、職員に課せられた服務上の義務が適正に履行されているかを上司又は監察員が監察し、もって、職員の非行及び事故の発生を予防し、併せて良好な職域環境の保全を図り、また、文京区教育委員会に対して寄せられる区民の期待感・信頼感を損ねないようにするため、服務監察を実施するものである。

(1) 服務監察の対象

教育委員会が任命する文京区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）（以下「職員」という。）について行う。【規程第3条】

(2) 服務監察事項

ア 職務に関して発生した職員の非行及び事故又はその疑いがある行為に関すること。

イ 職員の信用失墜行為又はその疑いがある行為に関すること。

ウ ア及びイのほか、職員の服務状況に関すること。

エ 職員の服務に関連する事務事業に関すること。

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2の規定による職員の賠償責任の調査に関すること。

カ その他教育委員会が特に必要があると認めた事項。【規程第4条】

(3) 服務監察の実施機関

ア 教育委員会の命により、主席監察員の調整の下に、監察員が実施する。

イ 主席監察員は、教育推進部長とし、監察員は、教育推進部教育総務課長及び教育推進部教育指導課長とする。【規程第5条】

ウ 服務監察の事務は、教育推進部教育総務課又は教育推進部教育指導課が行う。

(4) 監察員の責務

- ア 公正を旨とし、区民の信託に応えるよう努める。
- イ 事故監察の対象となる職員の人権を侵害しないように努める。
- ウ 機密保持に努める。
- エ 相互に密接な連携を保ち、情報の交換に努める。
- オ 関係機関と密接な連携を保ち、意思の疎通を図るように努める。【規程第6条】

(5) 予防監察

ア 監察員による服務監察

監察員が行う予防監察であり、服務規律の遵守状況、人事管理体制の適切な維持の状況、ひいては、服務に関連する事務事業の運営状況に至るまでを調査し、その結果に基づいて必要な是正措置を提言する。

(ア) 定期監察

- a 職域環境調査（職員構成、勤務条件、勤務状況等）
- b 汚職、非行等事故防止対策調査
- c 人事管理上特に指導を要する職員の調査

(イ) 随時監察

イ 常態的サービス監察（直近上司等が実施）

個々の職員が服務規程等を正しく理解し、遵守事項を完全に履行することによってはじめて実現できるものであることから、直近上司が常日ごろから個々の職員が服務上の義務を遵守するよう、服務指導、職場内研修等を適切に行う。

(6) 事故監察

職員の服務規律違反又は違反の疑いに対して法令、規程等に照らして監察員が行う調査行為で、この調査を通じて違反の事実を確認し、任命権者がとるべき処分等について意見を提出し、懲戒処分等の公平性を担保することを目的とする。

(7) 監査との関係

監査は、監査委員が区長その他執行機関の財務に関する事務の執行等を監査するものであるが、必要な範囲で出勤簿、旅行命令簿等、サービス監査も実施している。

予防監察の実施に当たって、こうした点にも留意し対応するものとする。